

#### 申請者の考え方

- ①患者の加入保険が被用者保険の場合（全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合など）  
原則として、被保険者（医療保険で患者を扶養している方）が申請者となります。  
ただし、単身赴任等で被保険者が患者と同居していない場合は、同居している保護者の方が申請者となることができます。
  
- ②患者の加入保険が国民健康保険の場合（市町村国民健康保険、国民健康保険組合など）  
世帯主が患者の保護権を有する方の場合はその方が申請者となります。世帯主が患者の保護権を有していない方の場合（例えば、三世同居で患者の祖父母等が世帯主である場合など）は、保護権を有する方（父母どちらでも可）が申請者となります。
  
- ③患者が **18歳以上**の場合（成年患者）  
患者本人が申請者となります。  
※家族が申請する場合は「委任状」が必要となります。

迷った場合は最寄りの保健福祉事務所にご相談ください。

#### 申請する自治体の基準

原則として、申請者の居住する自治体になります。